



金融商品に関する報告における複雑性の削減

国際会計基準審議会 (IASB) は、2008 年 3 月、ディスカッション・ペーパー「金融商品に関する報告における複雑性の削減」を公表しました。この公表は、原則主義に基づく、現行の IAS 第 39 号の規定よりも複雑性が低い金融商品の報告に関する、新たな基準の作成に向けての最初のステップです。今月号ではこのトピックのパート 1 として、複雑性の削減および IASB の暫定的な提案を検討します。PwC グローバル ACS センtralチームの Jessica Taurae がその影響について解説します。

このディスカッション・ペーパーは、IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) との間の覚書 (MoU)¹ におけるプロジェクトの 1 つであり、金融商品に関する報告における複雑性の主な原因の特定を図っています。このディスカッション・ペーパーは、金融商品に関する財務報告を向上させるための中期的および長期的な解決策を提案しています。

今日の複雑性の主な原因のひとつとして、金融商品の測定方法が多数存在することが挙げられています。長期的な解決策としては、すべての金融商品を単一の測定属性 (これは、おそらくは公正価値) を用いて測定することがあります。このディスカッション・ペーパーは、金融商品の測定を同一の方法で行うことにより、報告される情報の理解が容易になり、比較可能性が高まるとしています。このディスカッション・ペーパーは、公正価値がすべてのタイプの金融商品に対して唯一適切な測定尺度であるという考えを支持しており、公正価値を使用することで今日の測定に関する複雑性が以下の表のとおり削減されるとしています。

現行の会計処理	ディスカッション・ペーパー		
	廃止される	削減される	維持される
金融商品のタイプ (分類) を区別する規準	✓		
減損の特定および定量化	✓		
金融商品の測定区分間の振替え	✓		
金融商品に関する公正価値ヘッジ会計 (測定上の不一致は生じないと考えられる) <注: 何らかの形の公正価値ヘッジ会計が要求される場合に、非金融商品に関してその他の認識・測定上の不一致が生じる可能性がある>		✓	
期待将来キャッシュ・フローの変動リスクに関するキャッシュ・フロー・ヘッジ会計			✓
組込デリバティブの識別および分離 <注: これは非金融商品 (例: リース) に関して要求される場合がある>		✓	

¹ 覚書「A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP 2006-2008」(2006 年 2 月公表)

このディスカッション・ペーパーは、すべてのタイプの金融商品に公正価値による測定を要求することは現実的でないかもしれないことを認めています。このため、このディスカッション・ペーパーは、金融商品に関する現行の測定の規定を暫定的に改善および簡素化する方法を提案しています。以下は、単独で、あるいはいくつかを組み合わせる可能性があります。

- 現行の測定の規定の修正；
- 現行の測定の規定から公正価値による測定の原則への置き換え（一定の除外オプションを含む）；および（あるいは）、
- ヘッジ会計の規定の簡素化

現行の測定の規定の修正

IAS 第39号は、4つの測定区分、すなわち、損益を通じて公正価値で測定される金融資産（FVTPL）、満期保有投資（HTM）、売却可能金融資産（AFS）、ならびに貸付金および債券（LAR）を設けています。この提案では、HTM あるいは AFS、またはその両方の廃止を想定しています。またこの提案は、現行の測定区分の規定あるいは制限の一部を簡素化あるいは廃止しています。HTM の区分の廃止は、さらに多くの金融商品に公正価値が適用される方向性を示すものであり、HTM 外の区分への振替を禁止するルールを「汚す」必要はなくなります。また AFS の区分の廃止により、金融商品の売却あるいは減損時に、持分からの利得・損失を損益に振替える必要がなくなります。これらの提案による影響としては、表示および開示に関する問題への対応が要求され、損益のボラティリティが増す可能性が考えられます。

現行の測定の規定から公正価値による測定の原則への置き換え（一定の除外オプションを含む）

このディスカッション・ペーパーは、公正価値による測定の原則の適用に関して、可能性のある他の暫定的なアプローチを示しています（一定の除外オプションを含む）。ある金融商品が除外規準を満たした場合には、当該金融商品は取得原価基準により測定することができます。このディスカッション・ペーパーは、これらの除外規準は金融商品のキャッシュ・フローの変動性に依存する可能性があるとしています。例えば、将来キャッシュ・フローの変動性が高い金融商品（例：デリバティブ金融商品および株式投資）は公正価値による測定が要求され、一方で、キャッシュ・フローが固定的なあるいは僅かな変動を伴う金融商品（例：市場金利付き負債金融商品）は取得原価基準による測定が適当とされる可能性があります。また、さらに別の除外規準が適用される場合もあります。この提案による影響は、除外オプションがどのようなものであるかに明確に依存します。ただし、このような変更により、損益のボラティリティは増加するでしょう。

ヘッジ会計の規定の簡素化

ヘッジ会計に関しては、2つの一般的なアプローチが提案されています。現行のヘッジ会計の規定の廃止（場合によっては置き換え）、あるいはそれらの維持および簡素化。

このディスカッション・ペーパーは、すべてのヘッジ会計を廃止する可能性を検討しています。この結果、損益に関するボラティリティは増加すると考えられる。

また、このディスカッション・ペーパーは、現行のヘッジ会計の規定の置き換えの検討において、複雑性の低い公正価値ヘッジの導入を提案していますが、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計に代わる手段は示していません。公正価値ヘッジ会計は、本来であればヘッジ対象となっていたはずの金融商品に対する公正価値オプションを適用することに置き換わることになります。また、このディスカッション・ペーパーは、ヘッジ手段として指定された金融商品に関する利得・損失を損益外で認識すること、あるいはすべての金融商品に関する利得・損失を損益外で認識することを認める提案を行っています。これらの予定されている変更は、現行の表示の規定に基づいて検討されます。しかしながら、これらの変更は IASB の財務諸表の表示に関するプロジェクトにおける決定の影響を受ける可能性があります。

このディスカッション・ペーパーでは、他のアプローチとして、現行のヘッジ会計の規定を維持すると同時に簡素化する方法が提案されています。以下の表では、IASB による複雑性の削減に関する提案およびそれに関連する影響を示しています。

提案	影響
ヘッジ会計の指定は取消不能である。	これにより、経営者の裁量の余地が狭められ、また取消不能である公正価値オプションの重要な利点でもある。
部分ヘッジに関するヘッジ会計を禁止する。	最も一般的なヘッジ戦略が部分ヘッジであるため、ヘッジ会計が適用される機会が減少する。
量的事後有効性テスト(quantitative retrospective effectiveness test)を廃止し、質的期待有効性テスト(prospective qualitative effectiveness test)を要求する。	ヘッジ関係の数が増加し、より柔軟性が増す。
ポートフォリオ・ヘッジ会計に関する「類似項目(similar items)」テストを緩和あるいは廃止する。	ヘッジ会計に、企業がポートフォリオごとの経済的リスクを管理する方法が反映されるため、ヘッジ関係の数が増加する。
キャッシュ・フロー・ヘッジに関して、当該ヘッジ開始時に、利得・損失を損益へ再振替える旨を明記し、予定取引が計画どおり行われているかどうかにかかわらず損益に認識する。	複雑性が削減され、個々の利得・損失を追跡する必要性が低下する。しかしながら、利益への影響の予測に失敗した場合には、損益にボラティリティが生じる。

IASB は、どの暫定的な変更が提案される場合でも、以下の規準を満たさなければならないと決定しました。

- 目的適合性があり、財務諸表利用者にとって理解が容易な情報を提供する
- 公正価値の長期的な測定目的と首尾一貫している
- 複雑性を増加させない
- 改善および簡素化がそれらの変更にかかる費用に見合うものである

このディスカッション・ペーパーの最終セクションでは、公正価値がすべてのタイプの金融商品に対して適切な唯一の測定尺度である理由について、IASB の見解が示されています。来月号の IFRS News では、このトピックのパート 2 として、これらの提案をさらに検討し、公正価値会計が適切な解決策を提供するかどうかについて考えます。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人
〒108-0014
東京都港区芝浦4丁目2-8
住友不動産三田ツインビル東館13階
電話:03-6858-0179(直通)
メールアドレス:aratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供してまいります。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.